

基準9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

仮設建築物（使用期間が6箇月以内のもので、かつ、専従監視員が常駐しているものに限る。）で、定期的に巡回するなど容易に火災を覚知できる措置を講じ、かつ、次に掲げる消防用設備等に応じ、当該各号に定める代替措置を講じたときは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。

- (1) 屋内消火栓設備 当該仮設建築物に適応する大型消火器を、規則第7条第1項の規定の例により設置
- (2) 自動火災報知設備及び非常警報設備 音響装置が付置された携帯用拡声器を1個以上設置